

令和3年6月

事業者の皆様

### 監理技術者補佐の配置による監理技術者の兼務の取扱いについて

令和2年10月1日施行の改正建設業法第26条第3項ただし書及び関係法令等に基づき、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（監理技術者補佐）を工事に専任で配置した場合の監理技術者（特例監理技術者）は、2つの工事現場を兼務することが可能ですが、国の通知では、特例監理技術者が兼務することができる工事現場の範囲は、公共工事の発注者が判断することとされたところです。

このことに伴って、旭川市発注工事における工事現場の範囲は、当面の間、次のとおりとします。

#### 1 特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲

別紙資料を参照してください。

なお、特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければなりません。

また、特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であることが必要です。

#### 2 取扱開始

この通知の取扱いは、令和3年7月以降に公告する工事から適用します。

なお、公告や設計図書等において、その旨記載します。

#### 3 関連する事項

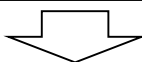
この通知の取扱いの実施に当たって、次の改正等を行っています。

- (1) 「現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準」の改正
- (2) 「現場代理人及び主任技術者等指定（変更）通知書」の様式も変更

# 旭川市発注工事における特例監理技術者について

## 【建設業法等や国の通知等の定め】

- 公共性のある工事において監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。
- ただし、監理技術者を補佐する者を工事現場に専任で配置する場合は、監理技術者（この場合の監理技術者は、「特例監理技術者」という。）は、2つの工事現場を兼任することができる。
- 監理技術者を補佐する者は、監理技術者の資格要件を満たす者又は主任技術者の資格要件を満たす者のうち、1級の技術検定の第一次検定に合格した者であること。
- 公共工事の発注者等は、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することが必要である。



## 【特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲】

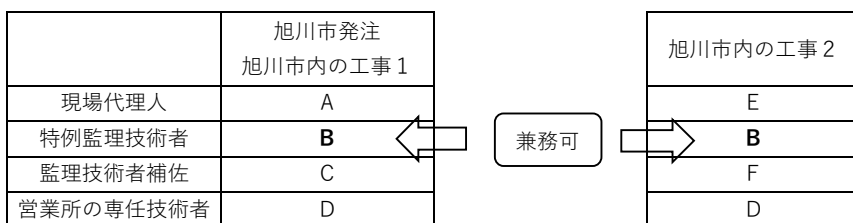
- 国の通知を踏まえて、旭川市の取扱いを当面の間次のとおりとします。
  - ◇ 設計金額（税込）が1億5千万円未満であること。
  - ◇ 工事現場が旭川市内であること。
  - ◇ 国や北海道など他の発注機関の工事との兼任の場合は、他の発注機関が兼任を認めていること。
- ※ なお、上記を満たす場合であっても、兼任を認めたいと判断される場合は、兼任を認めない。

## 【現場代理人、特例監理技術者、監理技術者補佐又は営業所の専任技術者の兼務について】

- 原則として、次のとおりとなります。
 

なお、この例は、建設業法等で定められた、請負金額3,500万円（建築一式工事は、7,000万円）以上の工事（専任義務がある工事）を請け負い、そのうち4,000万円（建築工事業の場合は、6,000万円）以上を下請契約して工事を施工する場合を想定しています。

- ※ 監理技術者が兼務しないのであれば、監理技術者補佐の配置は必要ありません。



- ※ 旭川市内の工事2の発注機関が、旭川市と異なる場合は、旭川市以外の発注機関が認める場合に限る。
- ※ 現場代理人Aと監理技術者補佐Cは、兼任することは可能
- ※ 現場代理人Aと特例監理技術者Bは、兼任することはできない。
- ※ 営業所の専任技術者Dは、現場代理人及び監理技術者等と兼任することはできない。